

生計困難者等に対する相談支援事業 ひきこもりの状態にある方等の就労体験事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、鳥取県内の社会福祉法人が協働実施する「生計困難者等に対する相談支援事業」(以下「えんくるり事業」という。)実施要綱(以下「要綱」という。)第6条第1項第4号に定めるひきこもりの状態にある方等の就労体験支援事業に関して必要な事項を定める。

(事業の名称)

第2条 この要領で実施する事業の名称は、えんくるり事業ひきこもり状態にある方等の就労体験事業(以下就労体験事業)とする。

(事業内容)

第3条 就労体験事業は、様々な理由によりひきこもりの状態にある方等について、社会参加や就労へのきっかけとするため、えんくるり事業に参画している社会福祉法人施設・事業所(以下施設等)による受入れを行い、対象者の状況に応じた体験等を実施する。

- 2 前項の体験等の対象となる者は、ひきこもりの状態等にあり、社会参加や就労に向けた職場体験等を必要としている方とする。ただし、行政又は他の団体等が実施する職場体験事業等を優先的に利用するものとする。
- 3 就労体験事業の実施に当たっては、とつとりひきこもり生活支援センター等関係機関(以下「支援センター等」と連携し、効果的に取り組むものとする。
- 4 就労体験事業にかかる経費は次のとおりとする。
 - (1) 受入れを行った施設等は、体験を行った者に対し「応援金」として1日の体験につき1,000円を支給する。体験を行った者への支給方法は、本人と協議の上、施設等で決めるものとする。
 - (2) 体験等に要する経費は、えんくるり事業基金より支給する。ただし、1日の体験につき定額2,500円(前号の「応援金」を含む)とし、行政又は他の団体の補助、委託又は助成制度を優先的に利用するものとする。
 - (3) 就労体験事業に関わる人件費は、施設等の負担とする。

(活動を行う事業所)

第4条 就労体験事業は、原則として次の要件を全て具備するものとする。

- (1) 「えんくるり事業」に参加する社会福祉法人が運営する鳥取県内に所在地のある施設等であること
- (2) 体験等受入れ担当者を配置し、第3条に規定する体験等を行う者のサポートを行うことができること
- (3) 体験等に必要な情報を提供し、公表できること
- (4) 体験等を行う者から、体験等に要する費用を徴収しないこと

- 2 体験等の受入れが可能な施設等は、様式1「えんくるり事業就労体験登録施設・事業所申請書」に必要事項を記載し、えんくるり事業事務局に申請するものとする。
- 3 えんくるり事業事務局は、第1項に規定する条件を具備していることを確認し、当該施設等を「えんくるり事業就労体験登録施設・事業所」として認証し、支援センター等関係機関に周知するものとする。

(体験の基本的な流れ)

- 第5条 体験等を希望する者は、支援センター等を通じ、様式2「就労体験事業申込書」により就労体験支援登録施設・事業所に体験等を申込むものとする。
- 2 支援センター等は、希望者の状況や受入れる際の注意事項等について、受入れ施設等と事前に打合せ等を行うものとする。
 - 3 体験する内容や1日あたりの活動時間、活動する期間については、様式3「就労体験事業確認書」により体験希望者、受け入れる施設等、支援センター等の三者が隨時相談、協議して決めるものとする。
 - 4 体験等を実施した施設等は、様式4「就労体験事業 実施報告書兼えんくるり基金支払同」により事業実施報告を行い、体験等に要する経費を請求するものとする。
 - 5 えんくるり事業事務局は、前項の内容を確認し、当該施設等に経費を支払いする。
 - 6 必要経費は原則として給付とする。ただし、対象者が費用の返還を希望する場合は、その費用等の返還を雑収入として受け入れる。
 - 7 活動に係る記録や関係書類は、受け入れた施設等が保管するものとする。

(個人情報の保護)

- 第6条 就労体験事業において参加法人及び役職員及び関係者は要支援者の個人情報の保護に万全を期すとともに、正当な理由なくその業務に関して知り得た情報を漏らしてはならない。

(委任)

- 第7条 就労体験事業の実施に当たり、この要領に定めるもの他は、えんくるり事業運営委員会が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和6年4月1日から施行する。